

- TOPICS ○ 防火設備の法定点検について
 ○ お知らせ

防火設備の法定点検について

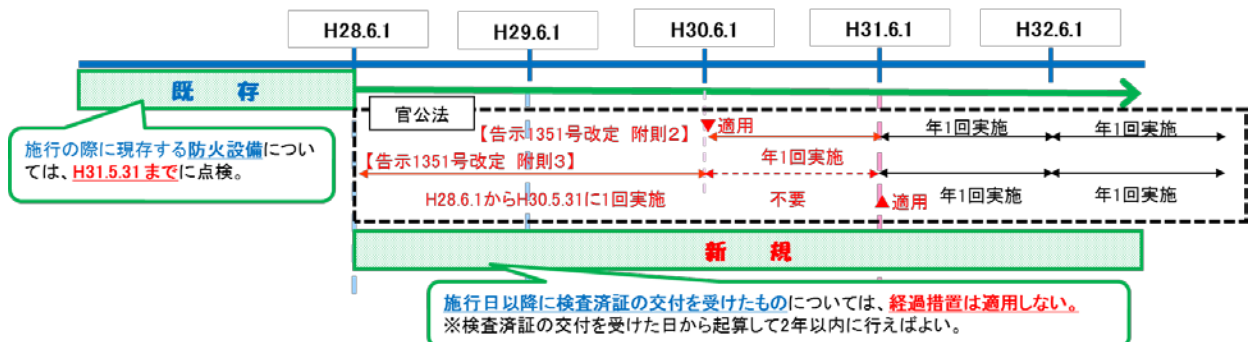
平成25年に福岡市の診療施設で起きた火災時に、防火扉が正常に作動せず多くの犠牲者を出した事故となりました。これを受け、再発防止対策として防火設備点検に関する規定が強化されました。

このため、建築基準法（以下『建基法』という。）・官公庁施設の建設等に関する法律（以下『官公法』という。）で定められている点検（「12条点検」という。）が、関連法令等の改正、平成28年6月より施行されたなかで、新たに防火設備の点検が創設されました。

旧 12条点検の範囲	改正後の12条点検の範囲	12条点検の名称※
特殊建築物 (防火設備を含む)	建築物	建築物の敷地及び構造
建築設備 (換気、排煙、給排水、照明)	防火設備	建築物の防火設備
	建築設備	建築物の昇降機以外の建築設備
昇降機	昇降機	建築物の昇降機

※ 国等の施設の場合の名称

現在は経過措置期間のため、平成31年6月1日の本施行の前日までに、1回点検を行えば問題ありません。下記の図で建基法（点線内が官公法）の経過措置の期間を表しています。



- 【経過措置に関する法令：建築基準法施行規則 第2条第5項】
- 従来の防火設備は定期報告が建築物と合わせて最大で3年間の期間で実施状況に鑑み、当該期間中に少なくとも1回は実施すれば良いとする経過措置を設ける。
 - 施行日から3年が経過した平成31年6月1日以降は、本来の規定どおり、半年から1年間に実施することとなる。

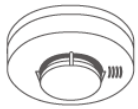
防火設備点検の経過措置

○防火設備と消防設備の点検の違い

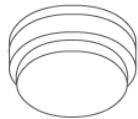
12条点検の防火設備点検は、消防法による自動火災報知器などの消防設備点検とは範囲が異なります。

火災による被害を防ぐには、「防火設備点検」と「消防設備点検」両方とも適切な実施が必要です。

建基法・官公法で定められている「防火設備の点検」(12条点検)



3種煙感知器



熱感知器



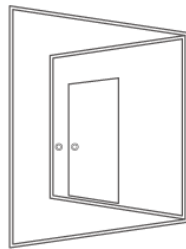
ヒューズ装置



防火・防煙シャッター



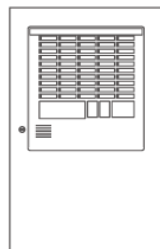
耐火クロス製防火・防煙スクリーン



防火扉 など

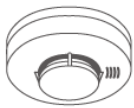
延焼を防止防火区画の形成や、火災発生時の安全な避難経路の確保を行う設備が正常に作動するか点検します。(但し、防火ダンパー、防煙たれ壁は建築設備の検査項目となります。)

建基法・官公法、消防法とも共通で点検が必要なもの



連動制御器 (受信機)

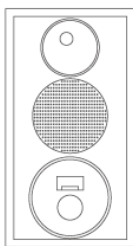
消防法で定められている「消防設備点検」



1,2種煙感知器



熱感知器



火災報知器



屋内消火設備



消火器 など

警報により火災発生を知らせたり、消火を行ったりする設備が正常に作動するかどうか点検をします。

お知らせ

○ 平成30年度 保全実態調査のお願い

本年度も保全実態調査について、各官署様宛に依頼の文書を送付させていただいております。期間内に報告のご協力をお願いします。

第1グループ入力期間 5/28～7/27

第2グループ入力期間 6/11～8/10

○ 平成30年度官庁施設情報管理システム施設保全責任者向け説明会 (BIMMS-N操作説明会)

毎年ご協力いただいております保全実態調査報告に向けて、5月より各営繕事務所等でBIMMS-N操作説明会を開催します。全会場で参加者用PCを用意し実際に入力を体験しながら、説明を行います。

システムに大きな変更等はありませんが、人事異動で初めて操作する方や前年度に参加できなかった方は是非ご参加下さい。

開催事務所等	管轄地区	日程	会場
保全指導・監督室	埼玉・茨城	5/15、16	With Youさいたま(さいたま市)
東京第一営繕事務所	東京・埼玉	5/31、6/1	足立区生涯学習センター(足立区)
東京第二営繕事務所	東京・千葉	5/23、25	関東技術事務所(松戸市)
甲武営繕事務所	東京	5/30	国土交通大学校(小平市)
	山梨	調整中(5月開催予定)	富士川砂防事務所(甲府市)
宇都宮営繕事務所	栃木	5/30	栃木県CALs/ECセンター(宇都宮市)
	茨城	6/6、7	茨城県高度情報推進センター(水戸市)
横浜営繕事務所	神奈川	5/31、6/1	川崎市生涯学習プラザ(川崎市)
長野営繕事務所	長野	5/29	長野市教育センター(長野市)
	群馬	6/1	群馬県生涯学習センター(前橋市)

編集事務局

国土交通省 関東地方整備局営繕部 保全指導・監督室 保全企画係
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 Tel 048-600-1357

ご案内

保全に関して

ご不明な点、ご要望等がありましたら、管轄の営繕事務所にお尋ねください。

関東地方整備局営繕部

保全指導・監督室 <http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/index.html> 048-600-1357

東京第一営繕事務所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo1ez/> 03-3363-2694

東京第二営繕事務所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/tokyo2ez/> 03-3531-6550

甲武営繕事務所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/koubuez/> 042-529-0011

宇都宮営繕事務所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/utunomiyaez/> 028-634-4271

横浜営繕事務所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/yokohamaez/> 045-681-8104

長野営繕事務所 <http://www.ktr.mlit.go.jp/naganoez/> 026-235-3481

建築物等で保全に関する事故・故障等が発生した場合

国家機関の建築物等で保全に関する発生した重大な事故・故障がありましたら

関東地方整備局営繕部 調整課に、報告願います。

連絡先: Tel:048-600-1355 E-mail: eizen-jiko@mlit.go.jp

